

平成30年

第8回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年7月9日

前橋市農業委員会

平成30年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年7月9日 午後2時58分
- ・閉会日時 平成30年7月9日 午後3時45分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純	副主幹 高山 幸治
主任 富澤 和則	主事 小池 雪乃	臨時職員 宮田 厚子	

・付議事件

- (1) 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第38号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第40号 現況証明の交付について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (5) 前橋市農業委員会調査班設置要綱の一部改正について

青木局長 全員お揃いになりましたので、これより平成30年第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はございません。したがって、在任委員24名全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長 ◇(挨拶)

青木局長 会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議長 それでは、平成30年第8回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。7番 田島 悦夫委員、8番 星野 和幸委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議案第36号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号1(先月保留)、前回決算報告書の損益計算書内営業外収益・特別利益の項目の内容が確認できなかったため、今回確定申告書の写しを提出していただきました。決算報告書の内容と整合がとれ、雑収入については、助成金の詳細が分かり、適切な処理が行なわれている事を確認致しました。農地の利用については、先月の調査に引き続き6月の下旬・7月上旬に現地を確認、田については田植の準備が順次進められ、畑についてもブルーベリー・梅の木の管理・除草が行われていました。

なお、整理番号1番から10番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

9番委員 整理番号6番、7番、現実的には交換の様ですが(申請内容は売買)、800万控除はあるのですか。

深澤副主幹 通常の3条申請ですので、控除はありません。本来交換であると思われませんが、面積が違いすぎるため、交換ですと、片方が贈与になる可能性があるため、売買の申請になりました。

9番委員 800万円控除はつかえないのですか。

議長 渡人・受人は認定農業者ではありません。売買になった経緯の説明。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から10番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第36号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から10番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第37号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番から9番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号7番から9番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

13番委員
(4班班長)

現地案内図4条の7

詳細については5条の13と同一申請になりますので、5条の審議の時に説明しますが、調査班としては許可相当と判断いたしました。

現地案内図4条の8をご覧ください。申請地は渋川市北橋町にある北関東循環器病院から北東へ約2.4kmに位置し、四方を農地に囲まれた農業振興区域内の農地です。面接には申請人本人が来られました。申請人は野菜苗やネギの生産を主としている農地所有適格法人で、平成26年2月の雪害で、栽培面積の縮小に迫られましたが、近年、野菜苗生産の販売量、注文数も増し、栽培面積の確保に迫られ、又集約栽培生産を目的としハウス増設に至ったとのこと。調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図4条の9をご覧ください。申請地は株式会社LIXIL粕川物流センターの東へ約100mに位置し、四方を畑に囲まれた集団農地の一角に位置する農業振興地区の第一種農地です。申請人は昨年会社を退職し、現在は農業に携わっておりますが、年金及び農業経営以外の収入も確保したいと考え、営農型太陽光発電設備を計画したとの事です。面接には申請人と代理人の2名で来られました。5年前に東電との売電契約は済んでおり、継続負担金100万円、売電単価40円、売電収入年315万円を見込んでいます。下部の農地については、フキの栽培を予定しており経験者等に指導を受けており、青果市場に出荷予定です。営農については子供が継承することを確認しているとの事です。利用計画について聞いたところすべて、現状で行なうとの事です。毎年報告書の提出、3年後に再び4条許可申請の提出が必要である事を伝えました。調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、及びおよび調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

11番委員
4班班長

整理番号9、単価が良いですが。

5年前です。

11番委員
富澤主任

5年前計画したという事ですか。

5年前に普通の太陽光施設の計画をしていましたが、一種農地のため許可になりませんので、今回営農型太陽光で申請されました。

18番委員
瀬戸補佐

整理番号8番、面接時の詳細質問の内容について。

7月4日の現地面接調査を申請人本人が来られましたが、土木関係につきましては、後日施工業者に来ていただき、法面の角度1対1(補助整備の基準)・道路境界・民地境界から30cm離して法の形成、隣接地に対しては迷惑をかけないことの確認を致しました。

18番委員
瀬戸補佐

南側については。

南側の法面の締め方の、高さ、必要性の詳細説明。これからの南側の計画、雨水処理対策の説明。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から9番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第37号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から9番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第38号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹
議長

◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、申請理由を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第38号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番までを承認とすることに決定いたします。

次に、議案第39号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から33番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号1番から33番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、整理番号13番、27番、については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

13番委員
(4班班長)

現地案内図5条の13をご覧ください。申請地は、申請法人が所有するお寺の南側に位置し、東側は宅地、南側と西側は畑に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には申請人の奥様と代理人の2名で来られました。定期的に本堂を利用しイベントを行っており、そのとき駐車場が不足するとのこと。土地造成・整地・埋土・擁壁・舗装等はおこなわず転圧で処理し、周囲にフェンス、外灯等は設置しない。雨水処理は自然浸透で処理するとの事です。調査班としては、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の27をご覧ください。申請地は、上毛電鉄樋越駅から南東へ約340mに位置し、北側と西側は宅地、東側と南側の一部は畑に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には申請人の従業員と代理人の2名で来られました。申請人は建設業（土木・水道）、不動産業を営んでおり、建設業で年商14億7千万円・不動産業で3千万円、従業員約47名との事です。申請地は信用金庫を初め、数多くの債権者の担保設定であり、申請人もその内の1人でした。債務者と他の債権者との相談で申請地の処分を行うため、今回の申請に至りました。宅地造成及び整地については、自社で行い建設については建設業者に依頼し年度内完成させ31年度より販売する予定との事です。土地分譲ではないことの確認をし、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

9番委員
高山副主幹
議長

整理番号27、売買価格の確認。

説明。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から33番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長

全員賛成でありますので、議案第39号・農地法第5条の規定による許可申請については、1番から33番までを許可とすることに決定いたします。

次に、議案第40号・現況証明の交付について審議をお願いします。事務局の説明を求

高山副主幹
議 長

めます。

◇（議案書、地目、面積等朗読、説明）

なお、整理番号1番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

13番委員
(4班班長)

現況証明1をご覧ください。申請地は、上沖町にある県立県民健康科学大学から北東へ約750mに位置し、南側は道路を挟んで太陽光施設、他の3方向は畑に囲まれた農業振興地区内の辺縁部に位置する第一種優良農地です。古い倉庫が大小合わせて4棟建っていました。調査班としては現況証明書の発行は問題ないと判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。現況証明書の交付について、交付に賛成の方の挙手をお願いします。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第40号・現況証明書の交付については、交付することに決定いたします。

次に、24ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況 3件

○法第5条の届出書の受理状況 31件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 11件

です。

報告事項（4）は、6月総会において許可とした法第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（5）前橋市農業委員会調査班設置要綱の一部改正について、事務局から説明を求めます。

小池主事
議 長

◇（資料説明：改正要綱・変更理由・施行日）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ報告のとおりといたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後3時45分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年7月9日

議 長

署名人

署名人